

No.246
2019
6/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



第38回定期大会報告②

吉川元委員長への制裁審査委員会設置について

■反対発言 代議員番号49 鈴木代議員（八王子）

吉川さんに対して二つ目の制裁申請が出されました。確実に吉川委員長を悪者に仕立て上げるために何とか理由を引っ張り出して仕掛けられたのが今回の制裁申請であり、明確に“人権侵害”かつ、“憲法違反”であることから断固反対します。

「自己の立場を利用した組合費の不適切使用」とありますが、果たしてそうでしょうか。吉川委員長は常に組織人として組織的に実践されてきました。いま都労委を含め要員問題で闘っている立川車掌区分会に足を運んで頂いたのは吉川委員長だけです。問題とされている4月2日の八王子支部集会も本部内で議論されていることを組合員みんなに知って欲しい、と組合員の下に駆け付けてくれただけのことです。その吉川委員長が使用していた組合費はすべて組織を強化する目的で使用されていました。ですから使用した組合費の一面的部分だけを見て、あれこれ詮索するのではなく、使用した結果、組織がどのように強化されたのか、そのような視点からも十分に議論すればいいのではないのでしょうか。組合費の不適切使用とされる場合には吉川委員長一人つきりではないと思います。そもそも地本大会で職場にお邪魔しますと言っておきながら、呼びしても現中執の皆さんは誰一人として八王子の職場に足を運んで頂けません。専従者として親身になって職場の仲間のために実践された吉川委員長の姿勢に、現中執は真摯に学ぶべきです。

そして、不適切使用は2015年からと言われていますが、「その間本部は会計処理をどのようにしていた」のでしょうか。地本もそうですが、例えば委員長が組合費を使用したとしても、他の三役や総務部長がチェックするはずですが、会計監査もあるはずですが、本部は公認会計士のチェックも受けるはずだと思いますが、この3つのチェックをすべてくぐり抜ける術があるのでしょうか。あるとすれば本部におけるチェック体制の不備について本部としての反省があつてしかるべきです。まさか「気づいていただけ、あのときは何も言えなかった」という言い訳をまたまた繰り返すのでしょうか。それこそ職務怠慢であり、組合員への裏切り行為です。そうした反省を抜きに吉川委員長一人だけに責任を押しつけ、悪者に仕立て上げる事を私は許すことはできません。

最後に本部の取扱いに対する不信感です。過去にも組合費の不正使用が幾度とありました。自己欲求を満たす目的で中央執行委員が、自己の利害目的で中央常任委員が組合費の不正使用を行ないましたが、その時には制裁までかけていません。当時行つたのは問題・課題の克服と労働者の再生に向けた真摯な議論であり、主目的は組織的にどう克服するかでありました。今回はなぜそういった議論が行われないのでしょうか。また、過去一味問題の際にも制裁審査委員会が設置されましたが、入念な調査が行われた上で設置されたと聞いています。このように組合員の権利と利益に密接に関わる制裁審査委員会設置は慎重に慎重を重ねて設置されるべき性質のものであります。しかし今回、調査はおろか、吉川委員長本人からの聞き取りすら行われていません。こうした点から考えると今回の制裁審査委員会設置の目的は別の所にあるのではないかと思えてなりません。あくまでも恣意的に吉川委員長だけに責任をおっかぶせる、そのことのみが目的が貫かれています。憲法違反である「規約規則の濫用」「人権侵害」である制裁審査委員会設置に断固反対します。

■賛成発言 代議員番号25 下村代議員（千葉）要旨

- ・ここまで酷かったのかと怒りを通り越して開いた口がふさがりません。
- ・吉川英一名の14名からの文書が千葉にも届きました。18春闘の責任を取り辞任を表明すると書かれた後は現本部の批判。しかし組合費の私的使用に反省する文書はなかったと思います。
- ・委員長だからこれぐらいなら許されると思ったのでしょうか。
- ・ぜひ真実、事実に対して真摯に受け止め、真実を語り反省をして頂きたいと思います。
- ・まさか反対意見が出ると思いませんでした。あえて言わせてもらおうと中央執行委員長という組合員の見本となる人が自分の快樂のために組合費を私的に使用し、堂々と請求、組合員として許されたいと思います。
- ・規約60条第2項(2)名誉を著しく汚す行為であり、組合員を裏切る背信行為であります。
- ・このような裏切り行為は断固許される訳ではありません。

吉川元委員長の制裁審査委員会設置についての採決
反対21 棄権5 賛成56・・・可決

制裁審査委員会では真実を述べる!?
事前の調査が不十分なのに可決??